

学 位 論 文 題 名

大規模水田地帯における組織法人化による
経営展開に関する実証的研究

学位論文内容の要旨

2002年12月に発表された「米政策改革大綱」により従来の米の生産調整が抜本的に見直され、水田農業の構造改革が進められようとしている。これまで北海道の水田地帯では、離農跡地の取得による個別経営の規模拡大が進み、1990年代以降は農地保有合理化事業を利用した規模拡大が進展した。しかし、米価下落による水田作の収益性悪化と地価の急速な下落により個別経営の負債問題が深刻化し、離農の多発による農地の供給に対して受け手となる個別経営の再生産や一層の規模拡大が困難な局面にある。そのため構造変動に対応するような農業経営の組織化・法人化のあり方を検討することが大規模水田地帯における今後の経営展開を展望するうえでは必要になる。

本論文は、大規模水田地帯における農業生産組織の法人形態への移行に着目し、組織法人が従来の個別経営補完の役割を維持しつつも、それ自体が個別経営とは分離した形態で農地を取得し、組織法人の経営と個別経営が重層的に展開している実態を分析している。具体的には、北海道の大規模水田地帯を代表する南空知地域の北村を対象として、機械利用組合が組織再編の一環として法人化し、組織法人による規模拡大・複合化といった経営展開が個別経営の存続に果たしている意義や組織運営のあり方を実証的に解明することを課題としている。

第1章は、米価下落による水田作の収益性の低下と地価下落の局面においても、南空知地域を中心として農地流動化と個別経営の規模拡大が進展しているが、その背景として、米政策改革により策定された地域水田農業ビジョンにおける大規模層への施策集中や農地の賃貸借助成の強化が影響していることを明らかにしている。しかし、1990年代以降の農地保有合理化事業を利用した規模拡大の進展は、農地購入時における資金借入と米価下落による収入低下が個別経営における負債圧を増加させており、大規模層を中心に農業負債整理関係資金の借入が行われ、生産的投資が抑制されている点を指摘した。そうした内実のもとで、後継者不在による高齢農家や経営不振農家の離農が増加し、農地の流動化への影響が危惧されているが、農地の流動化を円滑化させるための手法として、地域水田農業ビジョンでは大規模層に重点を置いた施策や標準小作料相当の農地賃貸借助成を産地づくり交付金として助成することで、農地の流動化による個別経営の規模拡大を促進したことを明らかにしている。また、新規作物導入や土地利用再編に関わって機械利用組合を通じた組織化の重要性を指摘している。

第2章は、個別経営補完の役割を果たしてきた機械利用組合の組織再編が、構成員農家の離農に

よる組織の合併や法人化、土地利用の変化、受託面積の変化に伴う事業面積の変化など様々な形態をとりながら進展しているが、機械利用組合の法人化によって農地を取得することで、個別経営と組織法人による重層的な経営展開が存在することを明らかにしている。この組織法人による農地取得の背景として、機械利用組合の事業量を確保するうえでも、離農跡地を組織構成員の内部で取得すべきであるが、既往の負債による影響から個別経営による農地取得が困難であったことを明らかにしている。そして個別経営と分離した形態で設立された組織法人では、転作に重点を置いた土地利用を行い、野菜作複合化や面積規模の拡大を行いながら、個別経営との間に重層的な経営展開を生み出していることを指摘している。

第3章は、これらの組織法人の事例分析として、北村赤川地区B集落に所在する(有)M農産の組織法人化による経営展開を分析している。事例地域では大規模経営が多く米麦に偏重した土地利用構造の核に機械利用組合が存在している。組織法人化によって農地を取得しているが、小麦の長期連作の緩和と収入確保を目的として、ハクサイの栽培を新規に導入し、野菜作複合化によって組織法人の収益を確保し個別経営への利益分配が可能となっている点を明らかにしている。しかし、その利益分配は個別レベルの経営収支を補填する水準には至っておらず、さらには個別経営と組織法人の肥培管理作業が分離したまま行われ、組織法人の適期作業の遂行が遅れることにより小麦反収が低位な水準に留まっている。組織法人による経営展開において作業調整といった組織運営上の課題が残されている点を指摘している。

第4章も同様に、北村中央地区C集落に所在する(有)A農産の組織法人化による経営展開を分析している。そこではまず、機械利用組合の設立に伴い大豆転作を導入し、小麦の長期連作緩和への対応が積極的に図られた。次いで組織法人化以降は、組織法人が周辺農家の離農跡地を取得して急速な規模拡大が行われ、さらには転作部門の合理化を目的として個別経営と組織法人の圃場を区別することなく肥培管理作業が行われていることを明らかにしている。こうした個別経営と組織法人の一元的な農作業管理が機能するなかで小麦単収の高位平準化が達成されており、組織法人による利益分配は個別レベルの経営収支を補填し得る水準に高められている。構成員農家の合意形成に基づいて組織運営が円滑に機能している点を評価している。

終章では本論文の結論として、第3章及び第4章において実態分析を行った組織法人化による経営展開の意義と限界を述べている。まず意義について、第1に、組織法人化による農地取得は、面積規模の拡大や新規作物導入による複合化によって、機械利用組合の事業量を維持すると共に、構成員農家への利益分配を通じて個別レベルの経営収支を補填している。第2に、組織法人化による農地取得は、個別経営による農地取得の困難化に対して、個別経営の投資リスクの負担を軽減すると共に、地域における農地流動化の受け皿となっている。第3に、組織法人化による経営展開は、地域水田農業ビジョンの産地づくり交付金の取得要件を満たしたものであり、新たな政策への対応を可能なものとしている。

次に、限界面について、第1に、組織法人の管理運営において、特に肥培管理作業の担当をめぐる個別経営との作業調整問題の発生が見られ、組織法人の収益確保や利益分配水準の低下に繋がりがねない側面を有している。第2に、土地利用の合理化に結びつくような、個別経営と組織法人間

の土地利用調整機能が発揮される段階にはまだ至っていない点である。第3に、構成員農家間の面積規模や経済状況の格差は、組織法人化のメリットを構成員農家の共通認識とすることを妨げており、新たな経営安定対策で示されている経理の一元化を伴う協業経営法人への移行を容易に展望する段階ではない点にも留意が必要である。

大規模水田地帯における組織法人化は、個別経営にとってこのような意義と限界を併せ持ちながらも、現在の米を巡る厳しい経営環境下で、個別経営では実現困難になってきている規模拡大や野菜作複合化への経営展開に向けた組織的対応としての示唆を与えるものと結論づけることができる。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 黒 河 功

副 査 教 授 坂 下 明 彦

副 査 助 教 授 志 賀 永 一

学 位 論 文 題 名

大規模水田地帯における組織法人化による 経営展開に関する実証的研究

本論文は序章・終章を含む6章からなり、図 24、表 42 を含む総頁数 113 の和文論文である。別に 6 編の参考論文が添えられている。

本論文は北海道の大規模水田地帯における組織法人化の展開に着目し、農業生産組織の法人化による個別経営の補完機能を実証的に解明することを課題としている。個別経営の規模拡大が顕著に進展した北海道の大規模水田地帯では、1990 年代半ば以降の収益性低下に伴い個別経営の再生産が困難性を強めており、組織的対応による経営合理化の必要性が高まっている。そのため、これらの組織法人が個別経営の存続に果たしている意義や組織運営の課題を解明することが、今後の北海道の大規模水田地帯における経営展開を展望するうえで必要である。

本論文は北海道南空知地域の典型的な大規模水田地帯（空知郡北村）を事例地域としている。分析対象とした組織法人は、既存の機械利用組合（共同利用組織）を母体として設立され、個別経営とは分離した形態で農地を取得している。そのため、個別経営と組織法人の経営が重層的に展開しており、組織法人の経営展開やその管理運営のあり方が、個別経営の補完機能に影響を及ぼす関係にある。このような組織法人の実態分析を、本論文は次のような枠組みと手順で行っている。

第 1 に、1990 年代半ば以降の地域農業をめぐる内外の動向と関連づけて、組織法人の形成要因を明らかにする（第 1 章）。第 2 に、組織法人の形成を機械利用組合の法人化という組織の再編過程として捉え、その再編論理を明らかにする（第 2 章）。第 3 に、組織法人を構成員の個別経営の補完組織として把握する観点から、事例地域の二つの組織法人を対象にして、個別経営の存続にとって組織形成・展開が持つ意義と、組織の有する独自の領域としての管理運営問題の解明というふたつの側面から分析する（第 3・4 章）。

こうした観点から行った分析結果は次のように要約される。

第 1 に、組織法人が形成される基本的な背景として、収益性の低下や地価下落による資産価値の減少により個別経営の再生産をめぐる困難性が強まると共に、負債累積により農地取得といった規模拡大投資が制約される経営が増加し、離農の増加に対応して農地取得

が可能な個別経営が限定されている点を指摘している。また、そうした問題への地域的対応として、2004 年から開始された「地域水田農業ビジョン」は大規模経営や農業生産法人の育成・支援を強化する枠組みを有していることを明らかにしている。

第2に、機械利用組合の組織再編は、構成員の離農や小麦転作における作業の個別化に伴う作業受託量の減少に起因した、組織の事業量維持の困難化が基本的な背景であることを指摘している。そうした問題への対応として、構成員による規模拡大（離農跡地取得）が事業量確保の観点から必要となっているが、個別経営の農地取得の困難性に対応した組織法人の農地取得により、組織の事業量が維持されていることを明らかにしている。

第3に、個別経営の存続にとって組織法人化が有する意義は、規模拡大や野菜作複合化により得られた組織法人の収益を、構成員の農家経済へ分配するという経営収支の補填にあることを指摘している。特に組織法人の経営規模が相対的に大きい事例では、構成員個々の経済状況を考慮した水準の収益分配が可能になっていることを明らかにしている。

第4に、組織法人の管理運営をめぐる、転作部門の経営合理化と収益確保を目指した対応が行われていることを指摘している。具体的には、個別経営と組織法人の転作圃場において肥培管理作業の一元化を行い、基幹作目である小麦の単収水準の高位平準化を実現していることを明らかにしている。

以上のように本論文は、大規模水田地帯における組織法人化の展開を「個と集団」の相互関係という観点から実態分析を行い、組織法人の農地取得による規模拡大や野菜作複合化といった新たな経営展開とそれに基づく収益分配を通じて、個別経営の今日的な存立条件が作り出されていることを実証的に明らかにしている。組織法人による個別経営の補完機能の拡充という指摘は本論文の学術的な貢献であり、また、その研究結果は今後の北海道大規模水田地帯の経営展開に対して有益な示唆を与えるものと評価される。

よって審査員一同は、菅原 優が博士（農学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認めた。